

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

近年、国においては、障害者制度の集中的な改革を推進してきました。平成 23 年 8 月には、「障害者基本法」の一部改正により、**共生社会¹**の実現が法律に明記され、平成 24 年 10 月には「障害者虐待防止法」の施行、そして平成 26 年 4 月には、障害者の日常生活・社会生活への支援を総合的かつ計画的に行うための「障害者総合支援法」が完全施行されるなど、障害者施策は大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、本市では、障害者基本法に規定された障害者計画と、障害者総合支援法に規定された障害福祉計画を一体的に策定し、障害者施策の計画的な推進を図ります。

(2) 国や県、本市の動向

平成 18 年の「障害者自立支援法」の施行から 5 年を経て、平成 23 年 8 月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。また、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）として改正施行されました。同じく、平成 25 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立し、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」という）が改正されるなど、国内法の整備が整ったことから、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。平成 18 年 12 月国連採択。）を日本も締結しました。

引き続いて、平成 28 年 6 月に障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ

¹ **共生社会**：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を指すことば。

細かく対応するための支援の充実を図ることになりました。

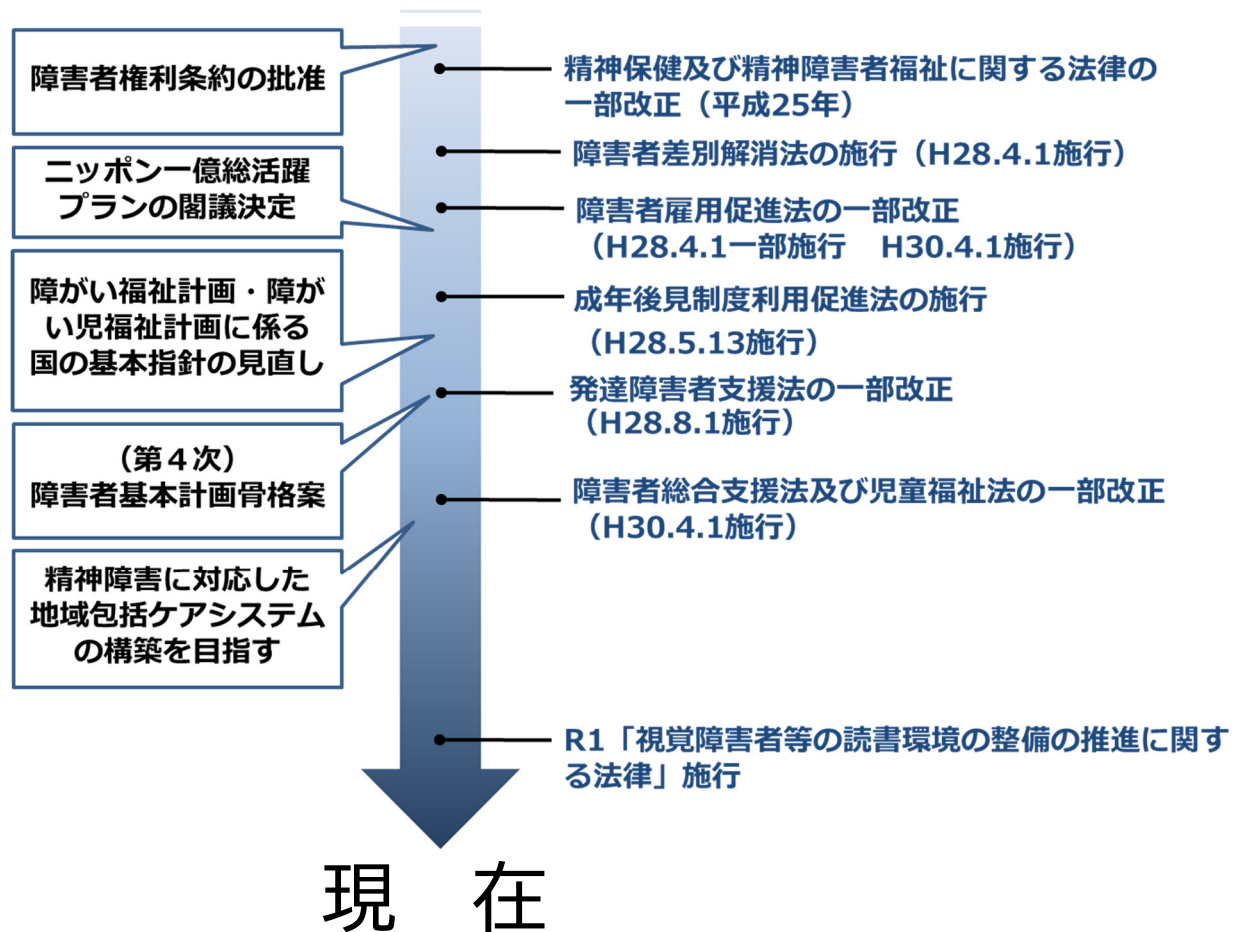
三重県においては、平成 18 年に「みえ障害者福祉プラン」（平成 18 年度～平成 20 年度）を策定しました。平成 21 年 3 月には、県民や市町と協働して取り組む目標・施策について定めた「みえ障害者福祉プラン・第 2 期計画（三重県障害者プラン－第五次行動計画・三重県障害福祉計画－第二期計画）」（平成 21 年度～平成 23 年度）を策定し、具体的な施策と必要なサービスの提供体制の確保に関して定めた県の障害者施策の基本方針を示しています。そして平成 24 年 3 月には、障害のある方もない方も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「みえ障害者共生社会づくりプラン」（平成 24 年度～平成 26 年度）が策定されました。現在は平成 27 年に「みえ障害者共生社会づくりプラン（2018～2020 年度）」を策定し、施策を推進しています。

本市では、平成 20 年 3 月に「第 2 期桑名市障害者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる活動に参加できるノーマライゼーション社会の実現に向けて、障害者施策を総合的に推進してきました。

現在、国や県の動向と歩調を合わせ、障害者や家族、支援者等の多くの市民の参画のもとに、「第 3 期桑名市障害者計画及び第 4 期桑名市障害福祉計画」を策定し、施策を推進しています。

また、障害のある方が地域において安心して暮らせるよう、地域生活に関わる現状や課題等を検討する協議の場として、平成 26 年 3 月に「桑名市地域自立支援協議会」を設置し、地域における支援体制を整備しています。

図 障害者施策の主な動向



障害者基本計画（第4次）

【位置付け】 障害者権利条約批准後初の基本計画となるため、条約との整合性確保に重点が置かれ、障害者の自己実現と社会的障壁の除去のための施策の方向性が定められた政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 平成30(2018)年度からの5年間

【基本的方向】

- 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
 - 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ上の視点を取り入れて
 - アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
- 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援
- 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
- 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

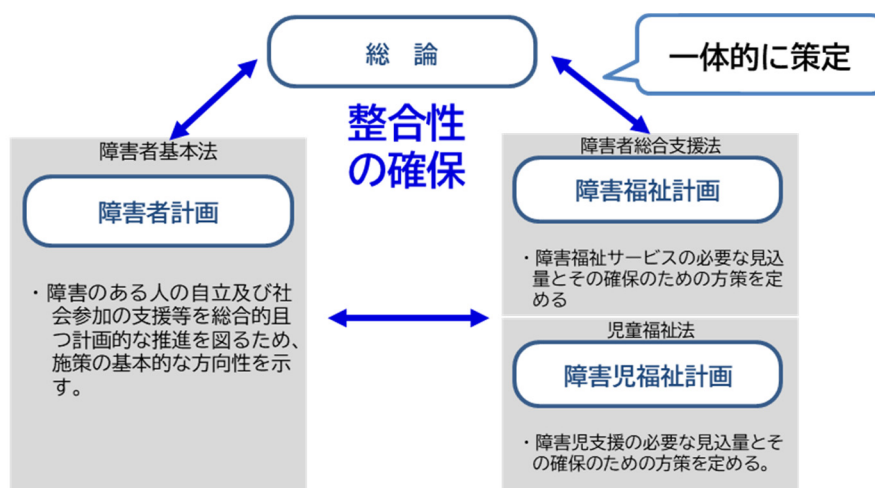
2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、及び児童福祉法の改正により平成 30（2018）年度から策定することとなった障害児福祉計画にあたります。

このうち障害者計画は、障害者に関する施策の方向性についての基本的な計画であり、これに対して障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害福祉サービスや相談支援、児童福祉法に基づくサービス及び地域生活支援事業について、サービスごとに必要な量の見込みとその見込量を確保するための方策を定めるものです。

本市では、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定することにより、障害保健福祉分野のみならず、障害者関連の施策全体の推進を図り、サービスの提供体制や基盤の整備に取組み、障害者の自立と社会参加のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

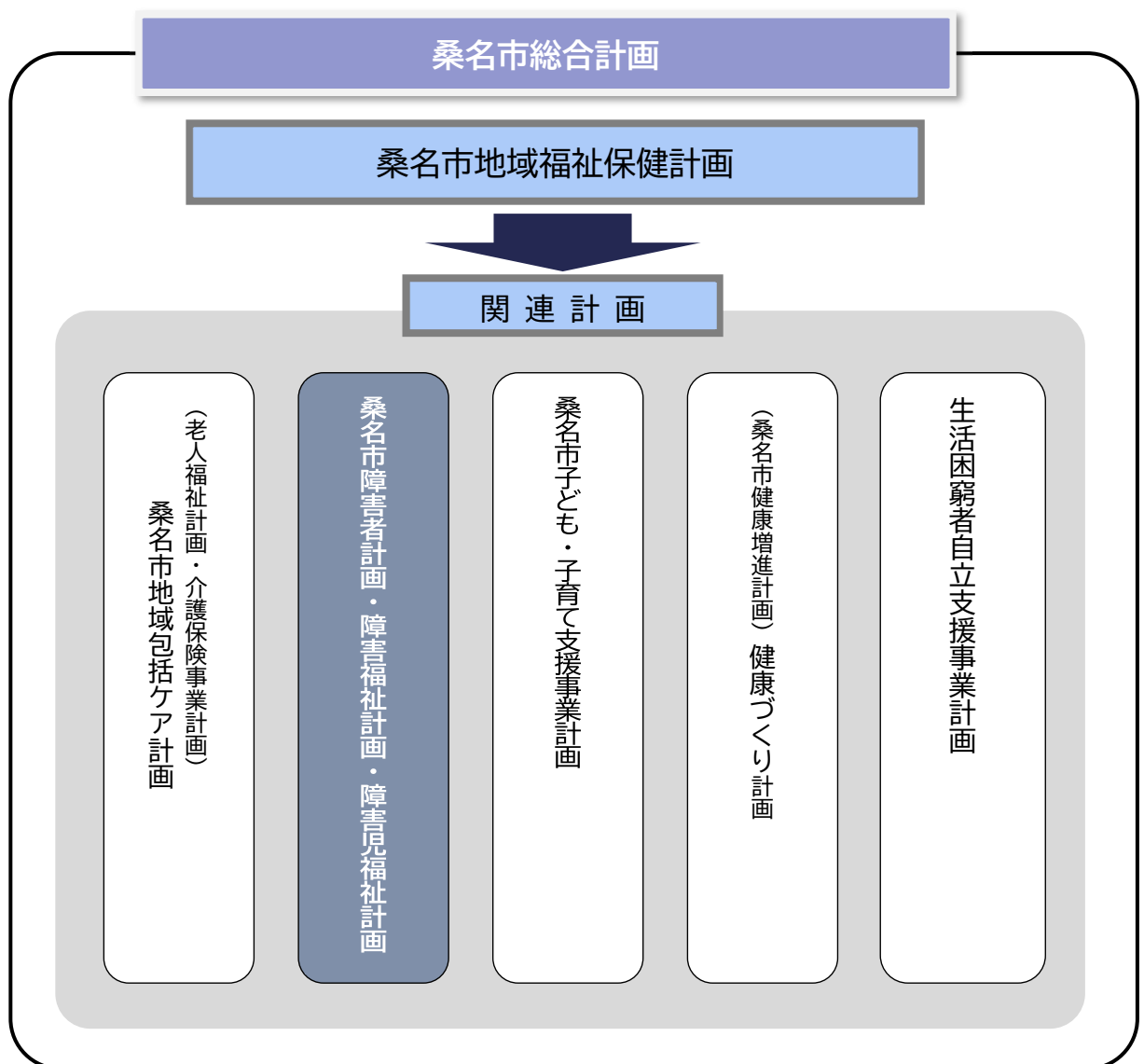


全体的な整合性を確保し総合的に施策を推進

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項	児童福祉法第33条の20
計画の性格	障害者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障害者施策の中のサービス提供についての具体的な実施計画	障害児施策の中のサービス提供についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報など、障害者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの	障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、必要量の見込み、見込量の確保の方策について定めるもの

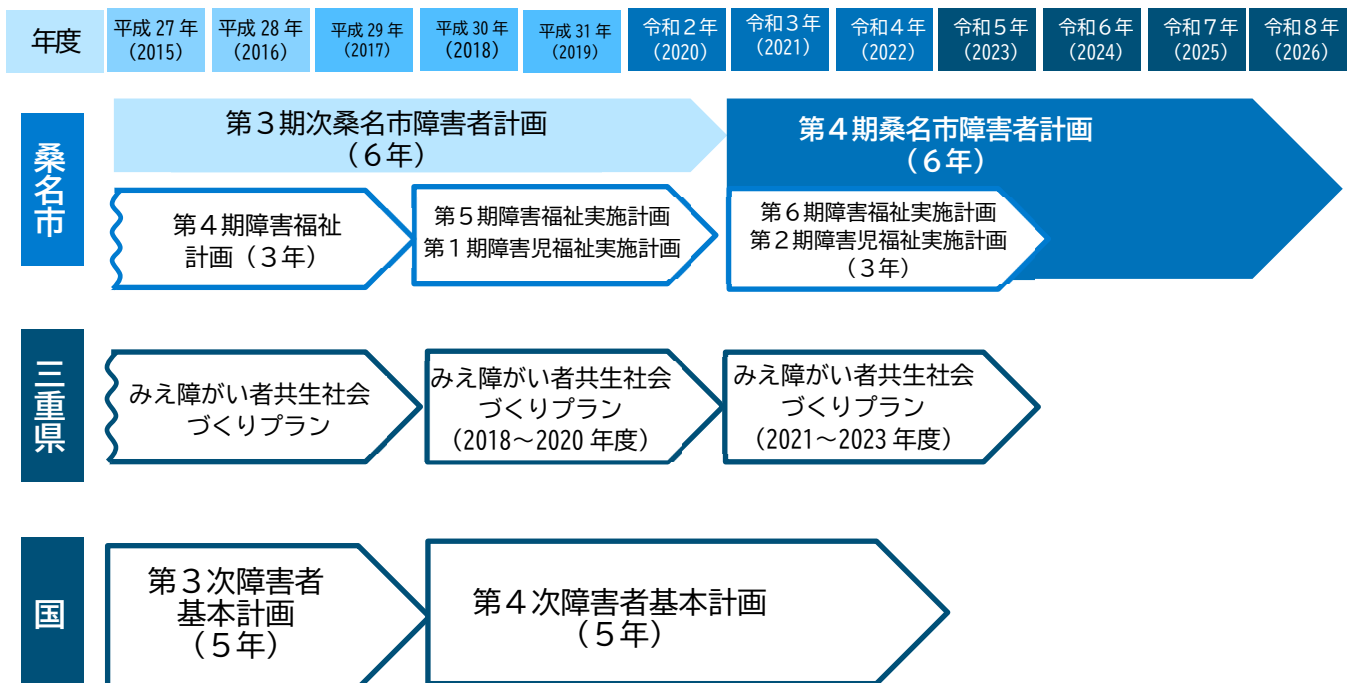
(2) その他の計画との関係

この計画は、本市の上位計画である「桑名市総合計画」「桑名市地域福祉保健計画」との整合性を図ることはもちろん、保健、医療、福祉、教育、住宅など関連する計画と連携しながら、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけることを目指して策定したものです。



(2) 計画期間

この計画は、令和3年（2021）年度から令和8（2028）年度までの6か年計画です。ただし、サービスの見込量については3年間で見込んでおり、第4期障害福祉計画は平成27（2015）年度から29（2017）年度まで、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの計画期間となっています。なお、国において障害者施策を含む社会保障制度改革が進められているため、計画期間内であっても、必要に応じてこの計画を見直す場合があります。



3 計画に求められる視点

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会²」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、平成 28（2016）年 7 月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことをめざしています。

①背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換	『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換
○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な対応 ○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援	○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す ○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

②改革の骨格

【地域課題の解決力の強化】 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備 ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築 ・地域福祉計画の充実	【地域を基盤とする包括的支援の強化】 ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築 ・共生型サービスの創設 ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討
【地域丸ごとのつながりの強化】 ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備 ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援	【専門人材の機能強化・最大活用】 ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討 ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

厚生労働省資料をもとに作成

² 地域共生社会：制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

第2章

障害のある方を取り巻く現状

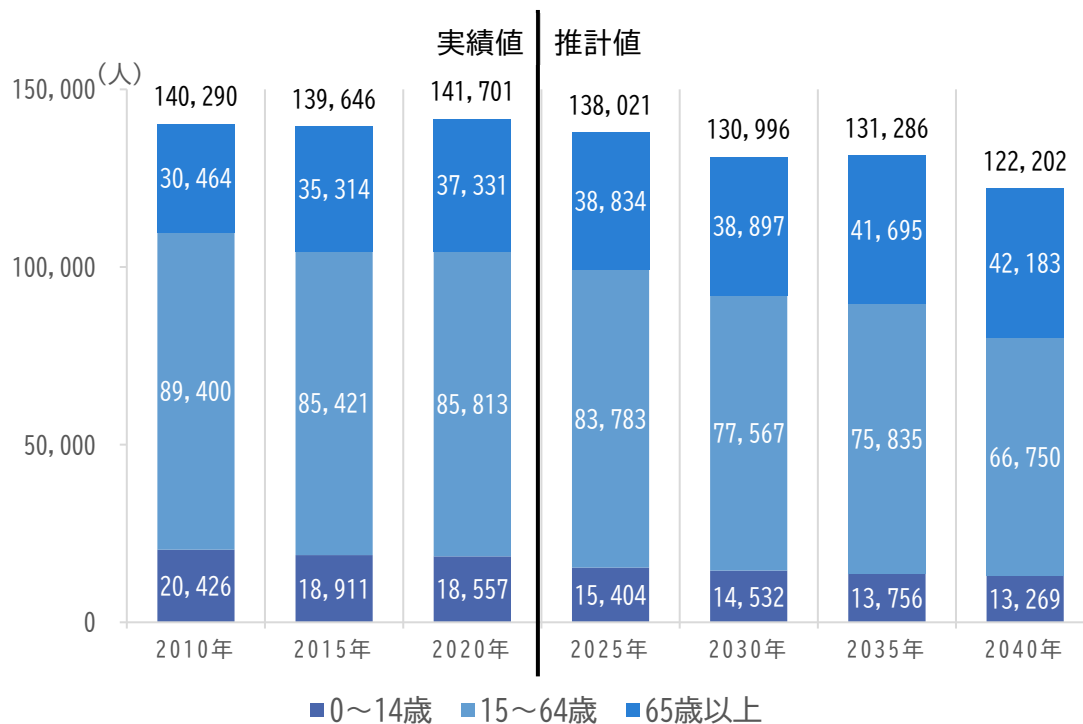
1 人口と障害者手帳発行状況

(1) 人口の推移と推計

本市の人口は、2020年3月31日現在では141,701人となっています。

年齢3区分別でみると、0～14歳（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）は、減少傾向にありますが、65歳以上人口（高齢人口）は増加傾向にあります。

少子高齢化の影響は、障害分野にも影響を与えており、障害者ご本人およびその介護をする家族も高齢化が進んでいます。高齢化によって新たな問題が生じることも多く、後期高齢者が全国で最も多くなる2025年を控えて喫緊の課題と言えます。



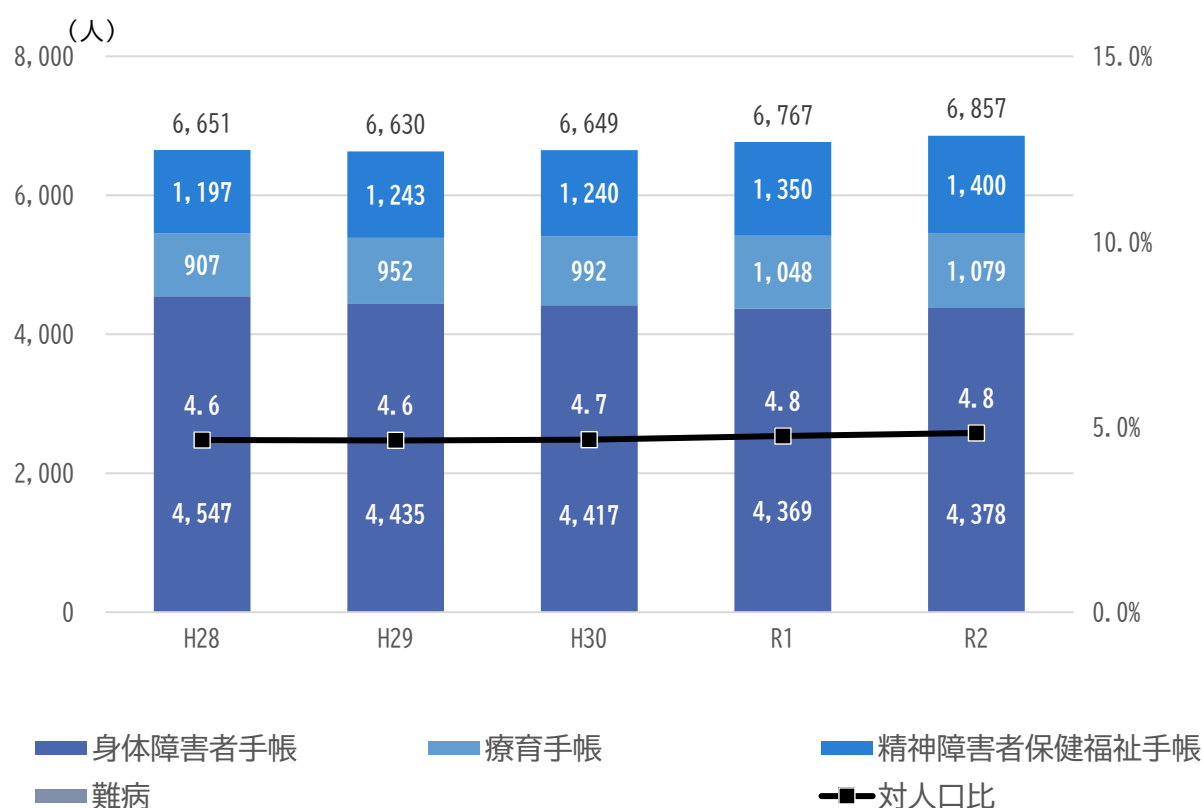
典拠：国勢調査
2020年のみ3月末時点の住基データ

(2) 障害のある人の状況

2020（令和2）年4月1日現在、本市には、身体障害者手帳所持者が4,378人、療育手帳所持者が1,079人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,400人で、合わせて障害者手帳を所持している人が6,857人います。

障害のある人は、やや増加傾向にあります。総人口に占める割合は、2020（令和2）年4月1日現在4.8%となっています。

障害種別でみると、身体障害者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

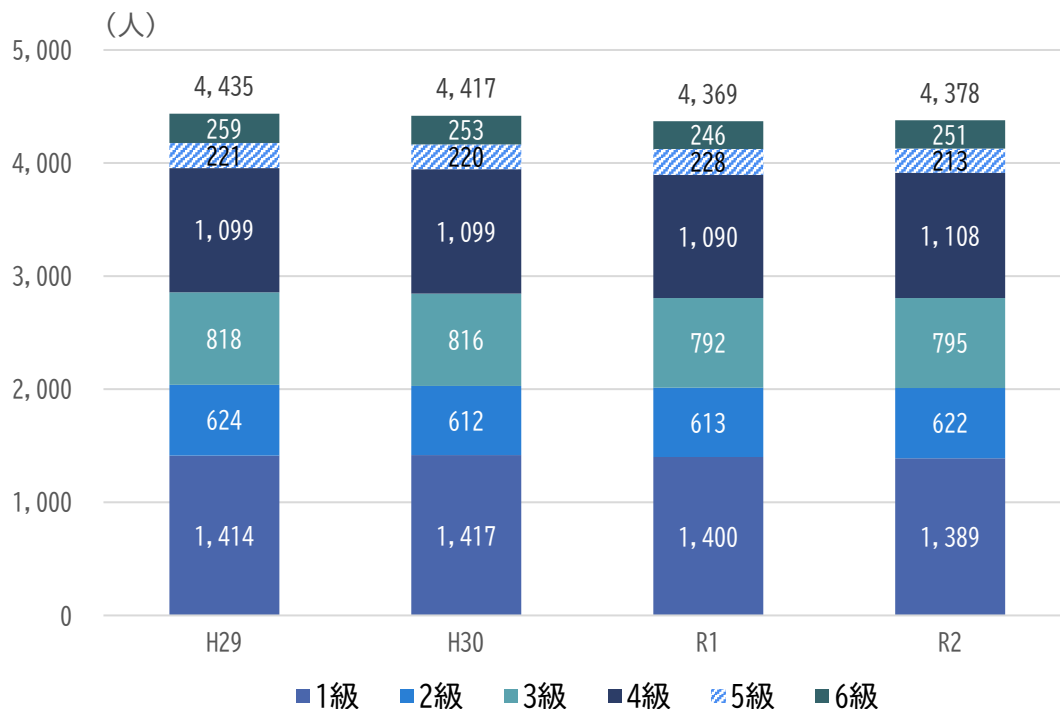


各年3月末現在

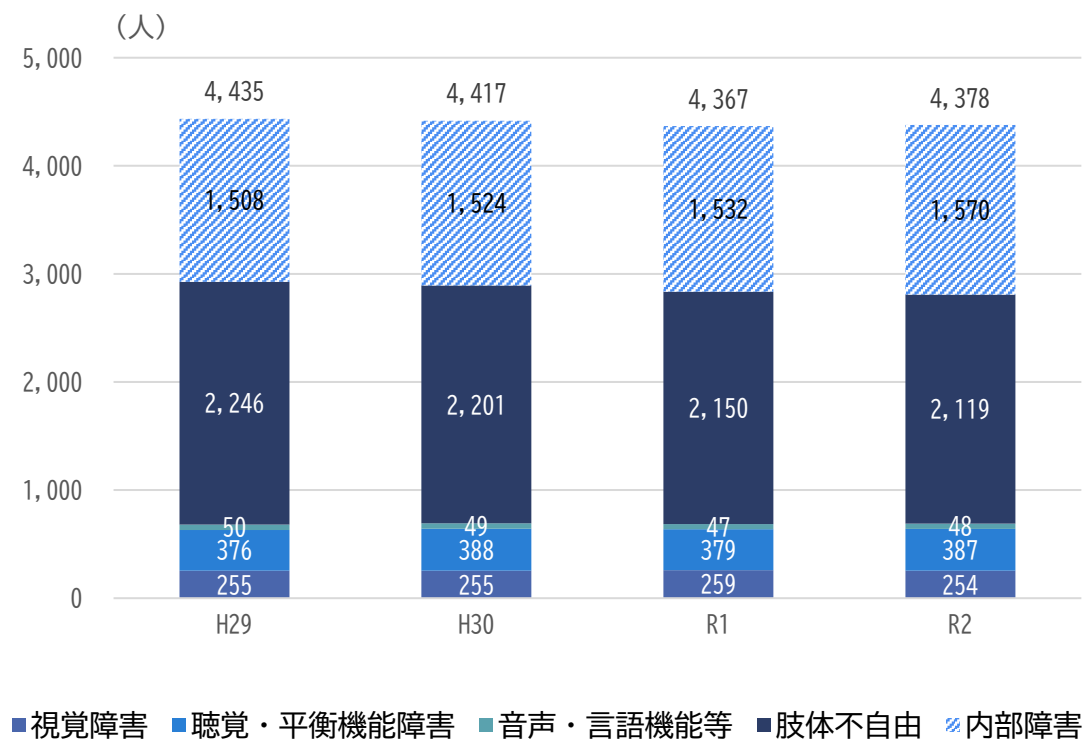
※R2の難病については現時点で未公表

各年４月１日現在の身体障害者手帳所持者を障害等級別でみると、どの年も「４級」が最も多くなっています。

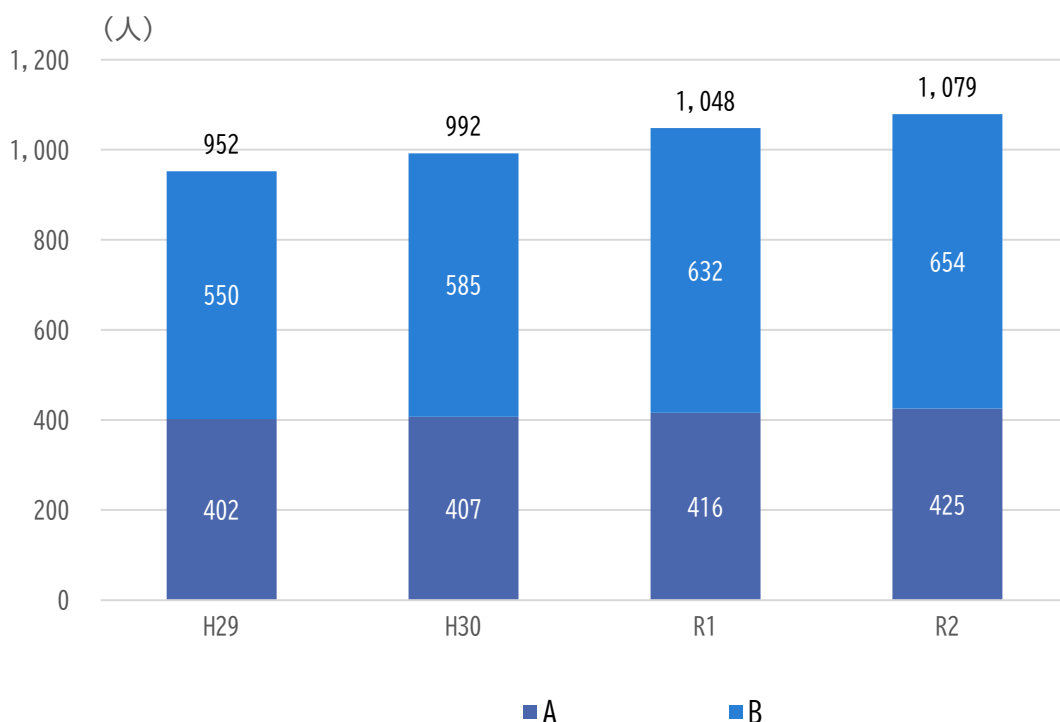
その級をみても、経年で人数に大きな差異はみられません。



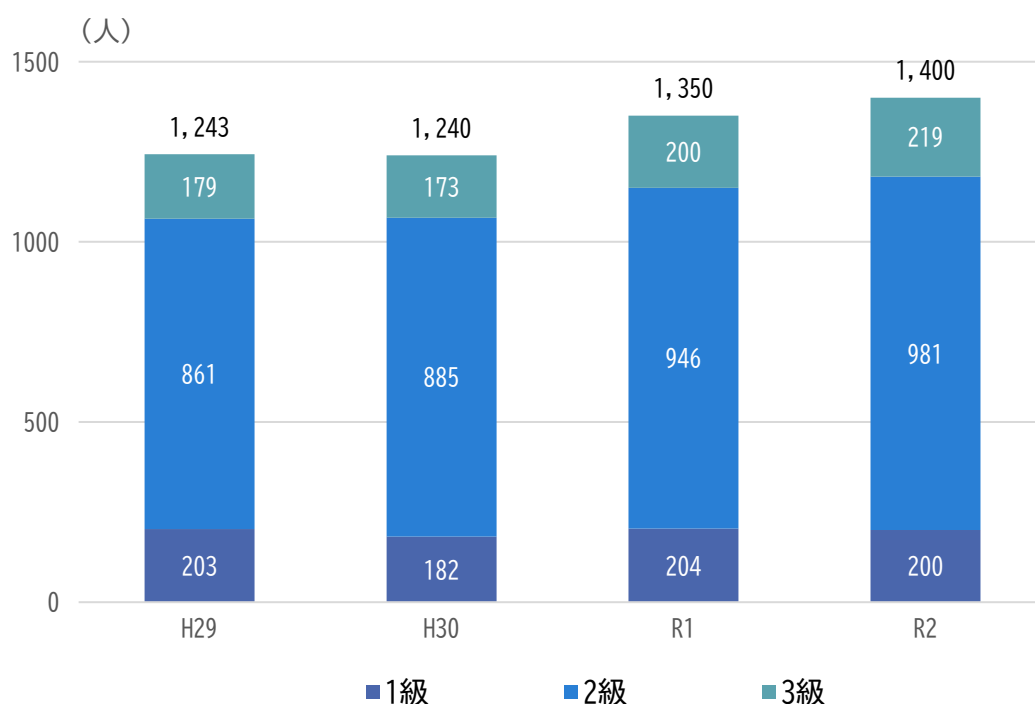
各年４月１日現在の身体障害者手帳所持者を障害の種類別でみると、どの年も「肢体不自由」が最も多く、身体障害者全体の約５割を占めています。これに内部障害が続いています。



療育手帳所持者は増加を続けており、令和2年4月1日現在では1,079人となっています。障害の等級別でみると「A1（再重度）～A2（重度）」が425人、「B1（中度）～B2（軽度）」が654人となっています。



令和2年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を障害の等級別でみると、「2級」が981人と最も多く、精神障害者全体の約7割（70.1%）を占めており、次いで「1級」が200人、「3級」が219人となっています。平成29年からの推移をみると、「2級」「3級」が増加傾向となっています。

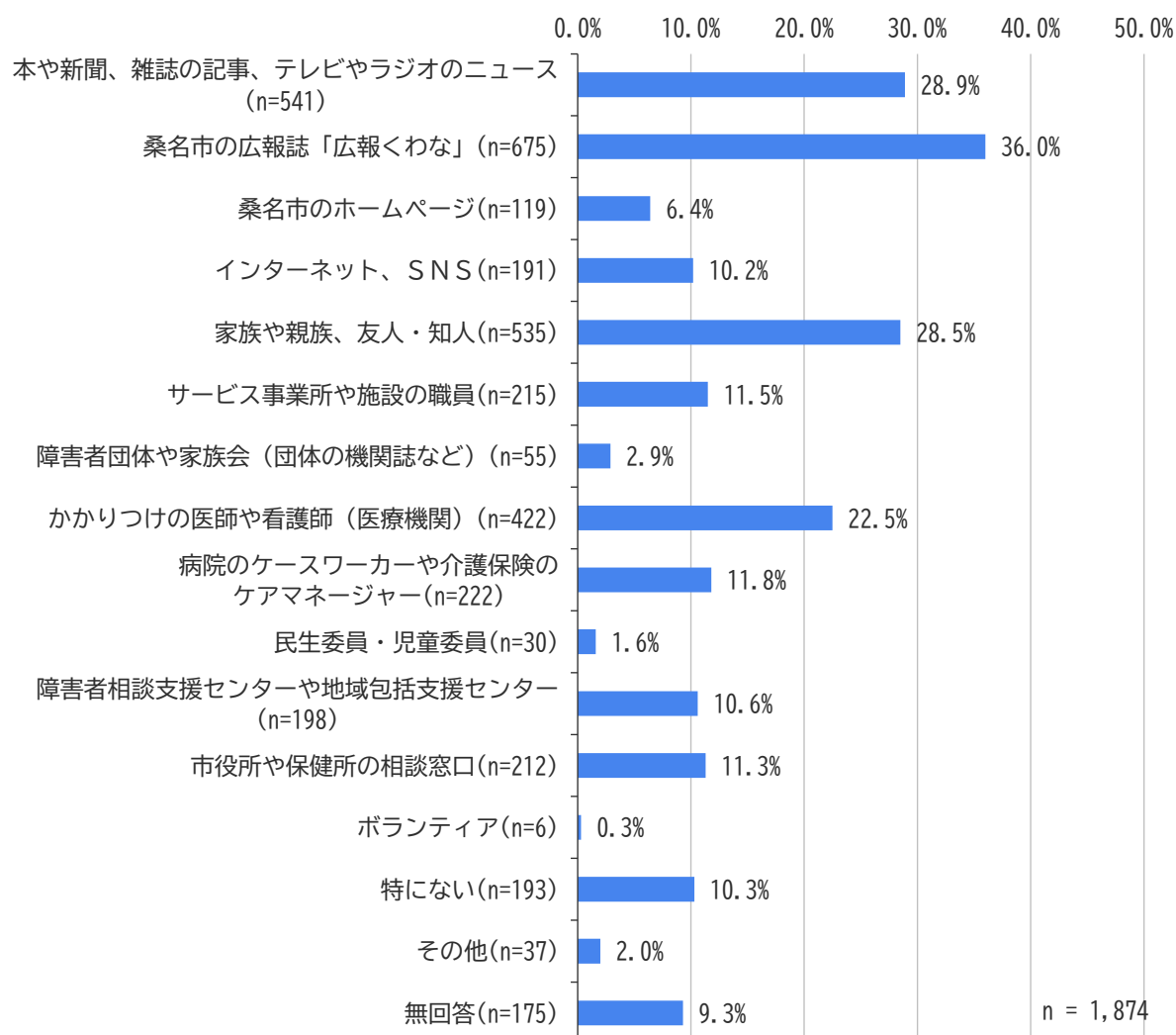


2 アンケート調査結果概要

(1) 広報・啓発活動の推進

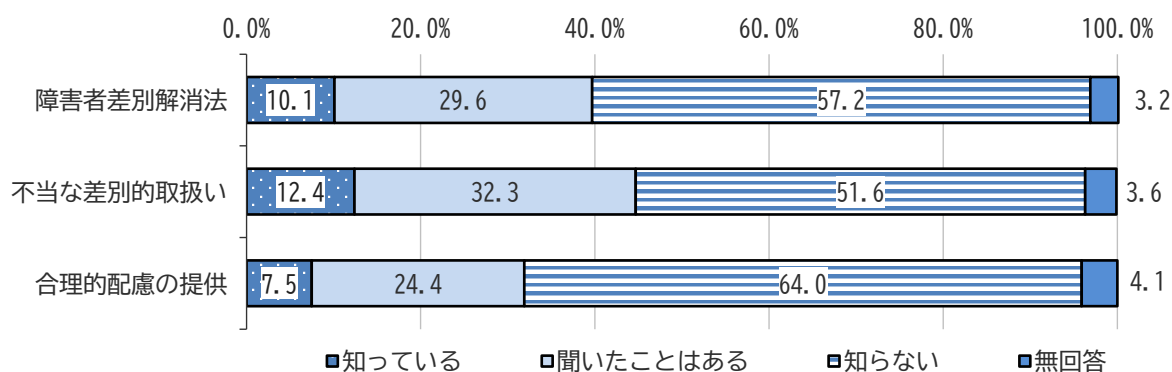
【障害者】問39 あなたは、障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

「桑名市の広報誌『広報くわな』」（36.0%）が最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（28.9%）、「家族や親族、友人・知人」（28.5%）となっています。



(一般) 問11 障害者差別解消法では障害のある人に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について示されていますが、あなたはご存知ですか。(それぞれ1つに○)

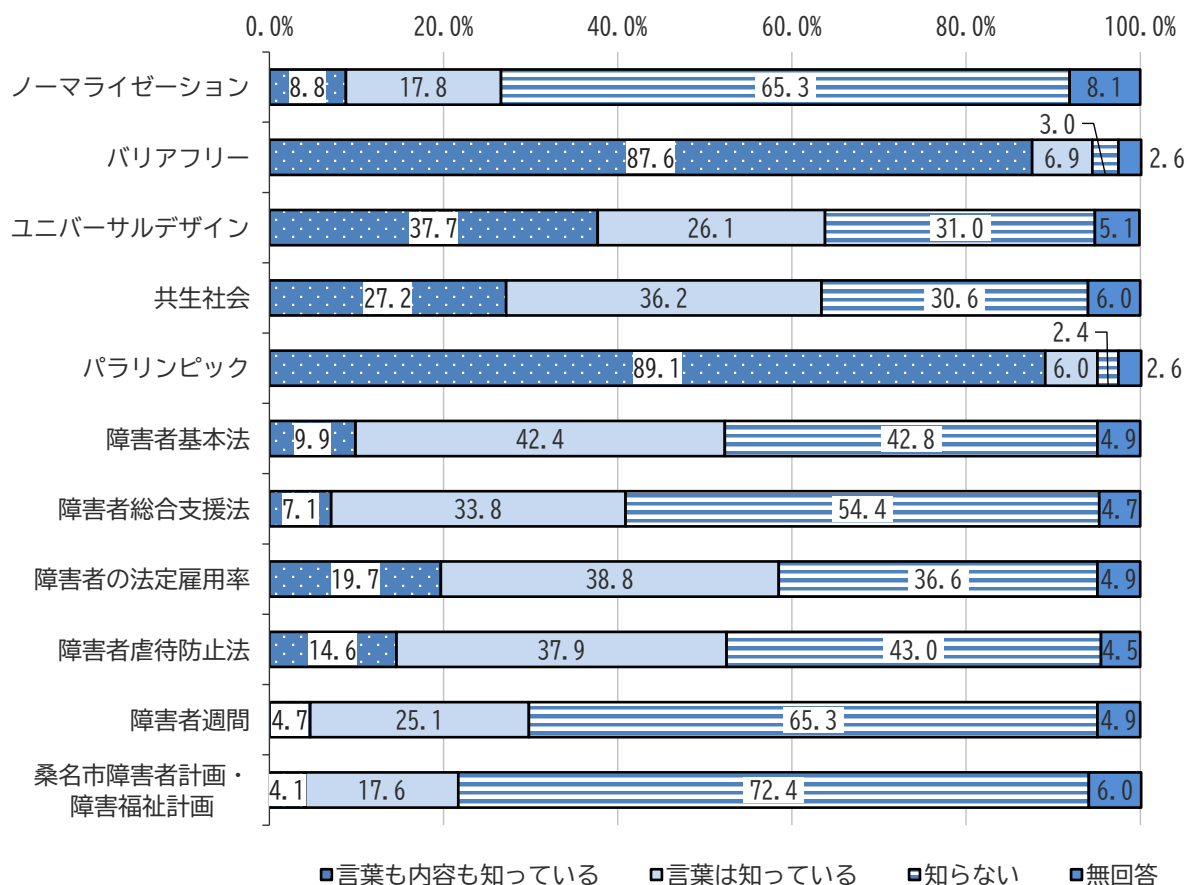
全ての項目で「知らない」が最も多く、次いで「聞いたことはある」、「知っている」となっています。



(一般) 問12 あなたは、障害のある人に関係のある次の言葉などについて知っていますか。

①から⑪のそれぞれにお答えください。(①から⑪それぞれ1つに○)

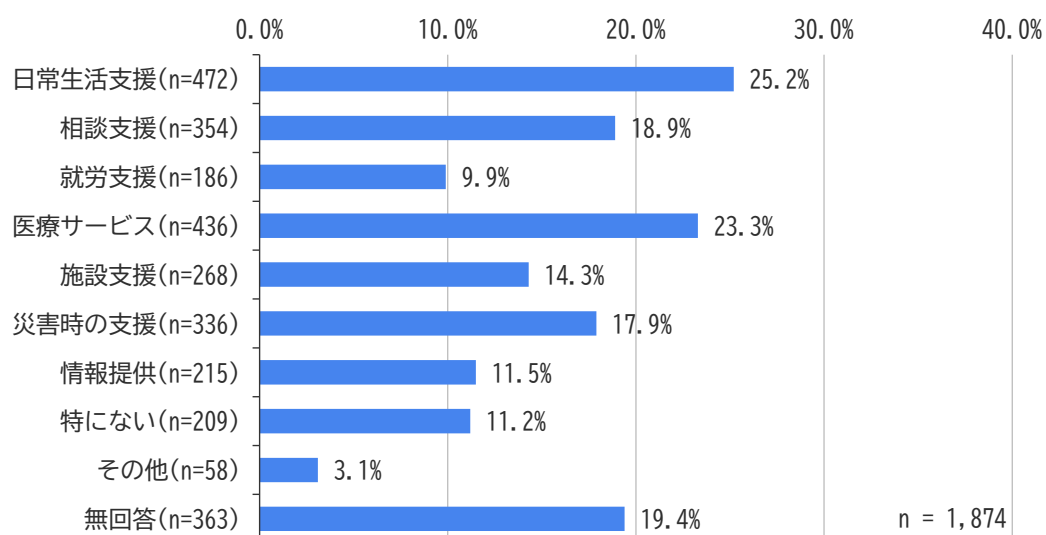
バリアフリー (87.6%)、ユニバーサルデザイン (37.7%)、パラリンピック (89.1%)、で「言葉も内容も知っている」が最も多く、共生社会 (36.2%)、障害者の法定雇用率 (38.8%) で「言葉は知っている」が最も多く、ノーマライゼーション (65.3%)、障害者基本法 (42.8%)、障害者総合支援法 (54.4%)、障害者虐待防止法 (43.0%)、障害者週間 (65.3%)、桑名市障害者計画・障害福祉計画 (72.4%) で「知らない」が最も多くなっています。



(2) 生活支援の充実

【障害者】問62 あなたが、暮らしやすくなるために、さらに充実してほしいことはどのようなことですか。(2つまで○)

「日常生活支援」(25.2%)が最も多く、次いで「医療サービス」(23.3%)、「相談支援」(18.9%)となっています。

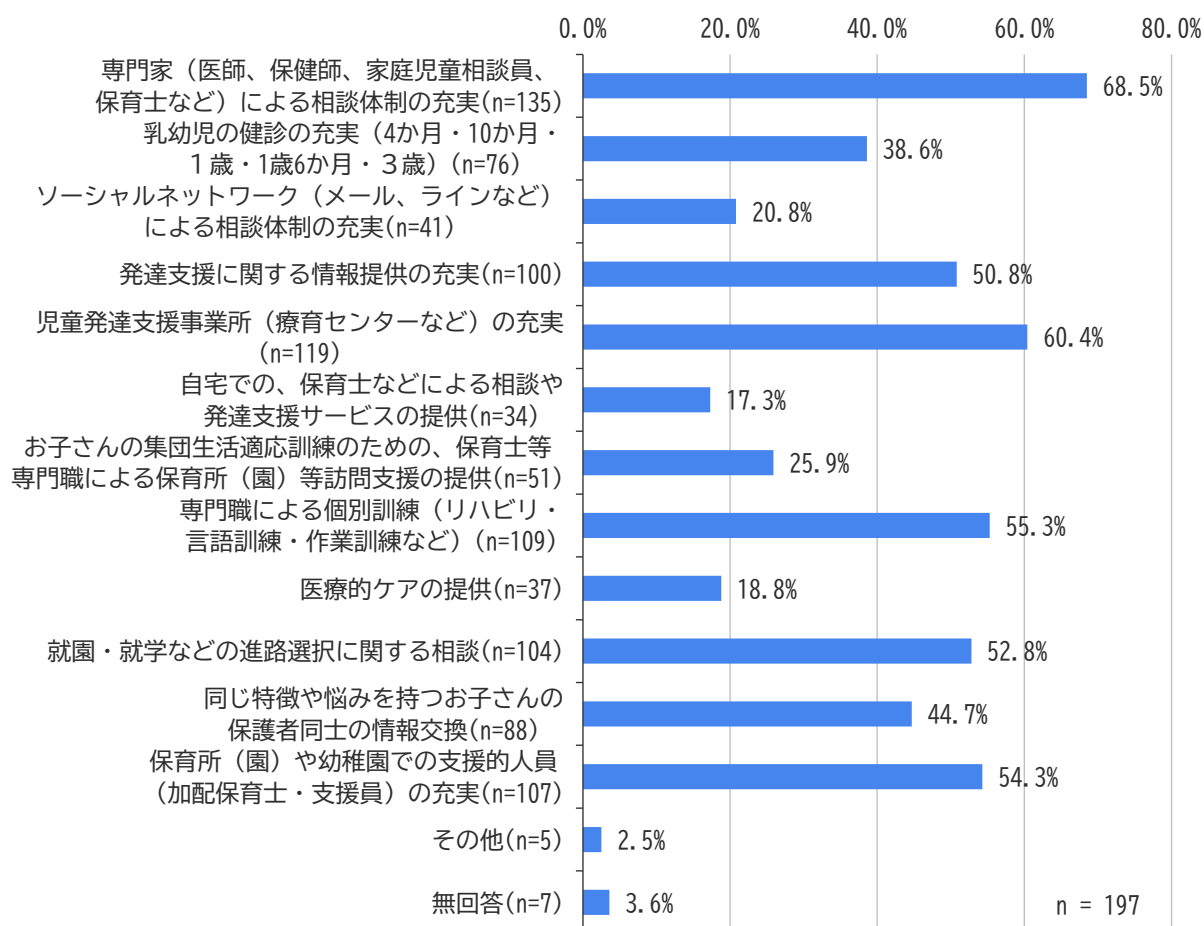


単位：%

	有効回答数(件)	日常生活支援	相談支援	就労支援	医療サービス	施設支援	災害時の支援	情報提供	特にない	その他	無回答
全体	1,874	25.2	18.9	9.9	23.3	14.3	17.9	11.5	11.2	3.1	19.4
障害者の状況	身体障害者手帳	1,183	25.6	16.1	4.7	24.5	10.5	19.7	12.3	12.5	20.9
	療育手帳	233	27.9	19.7	18.5	20.6	33.9	18.0	8.6	6.4	12.9
	精神保健福祉手帳	288	24.7	31.6	25.0	23.3	13.2	13.5	11.1	8.7	11.1
	重複障害者	68	27.9	22.1	11.8	23.5	29.4	19.1	10.3	4.4	20.6

【障害児】問22 発達に関する不安や障害のあるお子さんが早期に適切な支援をうけるために必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

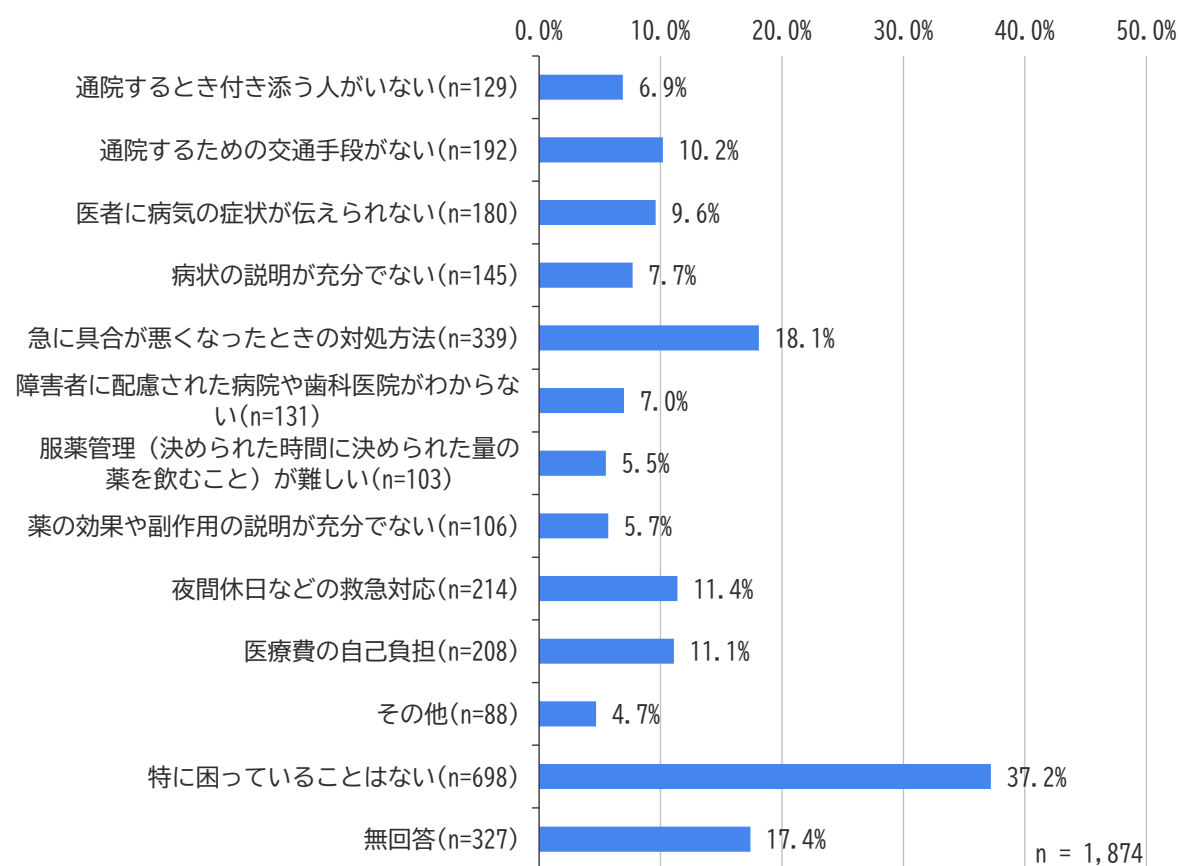
「専門家(医師、保健師、家庭児童相談員、保育士など)による相談体制の充実」(68.5%)が最も多く、次いで「児童発達支援事業所(療育センターなど)の充実」(60.4%)、「専門職による個別訓練(リハビリ・言語訓練・作業訓練など)」(55.3%)となっています。



(3) 保健・医療の充実

【障害者】問42 医療について、困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

「特に困っていることはない」(37.2%)が最も多く、次いで「急に具合が悪くなったときの対処方法」(18.1%)、「夜間休日などの救急対応」(11.4%)となっています。

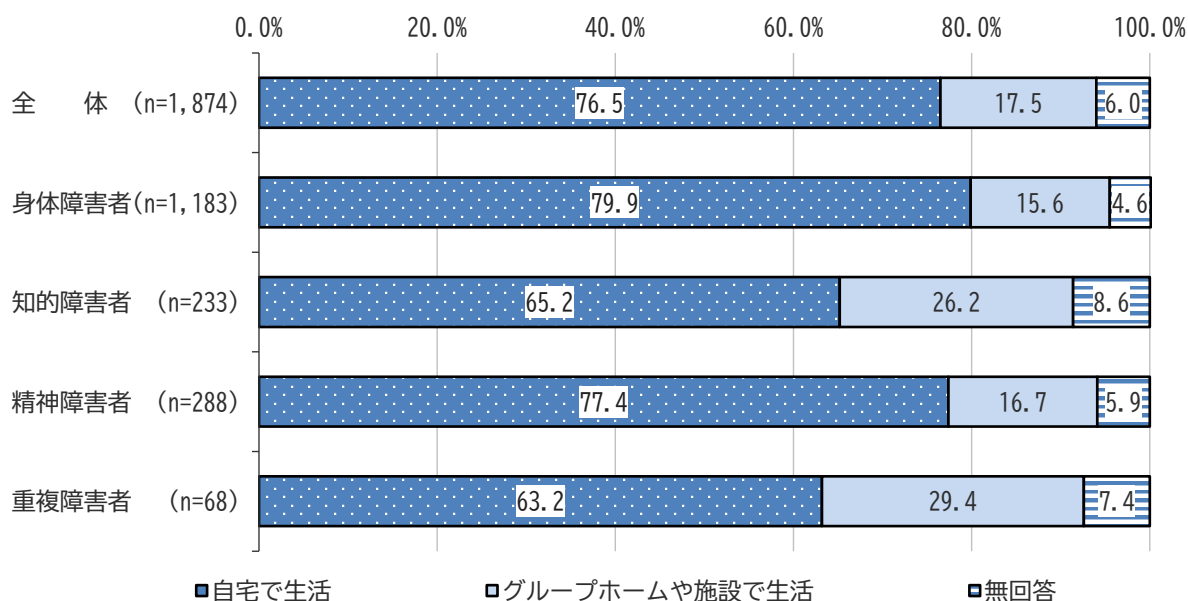


		有効回答数(件)	が通院するとき付き添う人がいない	が通院するための交通手段がない	医者に病気の症状が伝えられない	病状の説明が充分でない	急に具合が悪くなったときの対処方法	障害者に配慮された病院や歯科医院がわからない	服薬管理（決められた時間に決められた量の薬を飲むこと）が難しい	薬の効果や副作用の説明が充分でない	夜間休日などの救急対応	医療費の自己負担	その他	特に困っていることはない	無回答
全体		1,874	6.9	10.2	9.6	7.7	18.1	7.0	5.5	5.7	11.4	11.1	4.7	37.2	17.4
障害者の状況	身体障害者手帳	1,183	6.3	10.1	4.4	3.7	15.9	4.5	2.0	4.1	10.8	10.3	3.8	40.6	17.9
	療育手帳	233	6.4	8.6	27.0	19.3	19.3	16.3	13.7	6.0	9.0	11.6	6.0	31.8	17.2
	精神保健福祉手帳	288	10.1	14.9	15.3	14.2	28.5	9.7	12.5	10.8	16.0	15.3	7.6	33.7	7.6
	重複障害者	68	8.8	5.9	19.1	14.7	16.2	11.8	11.8	8.8	14.7	10.3	5.9	23.5	23.5

(4) 障害に配慮したまちづくりの推進

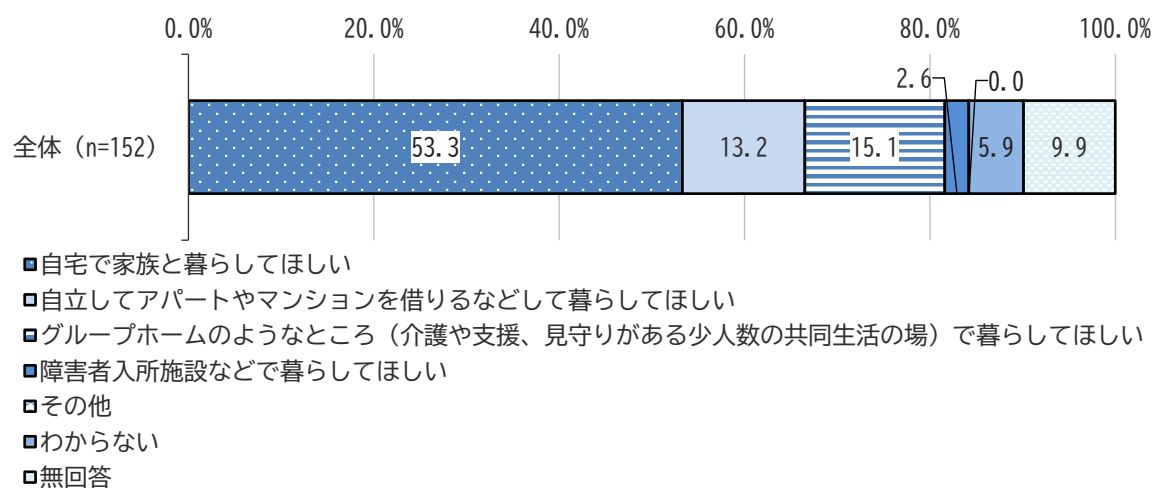
【障害者】問18 あなたは10年後どこで生活したいと思いますか。(○は1つ)

「自宅で生活」(76.5%)、「グループホームや施設で生活」(17.5%)となっています。



【障害児】問31 就学中のお子さんについてお聞きします。お子さんの就学期間終了後の過ごし方についてどのようにお考えですか。(○は「住まいについて」と「日中の過ごし方」各1つずつ)

住まいについては、「自宅で家族と暮らしてほしい」(53.3%)が最も多く、次いで「グループホームのようなところ(介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場)で暮らしてほしい」(15.1%)、「自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい」(13.2%)となっています。

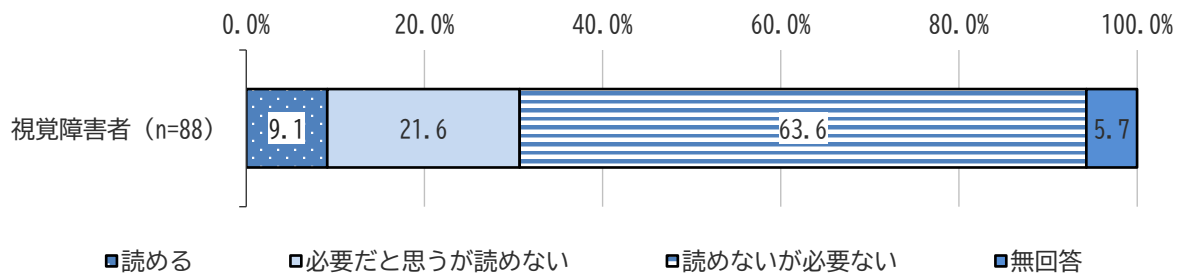


(5) 情報提供・意思疎通支援の充実

【障害者】【視覚に障害のある方にお聞きします。】

問12 あなたは点字が読めますか。(○は1つ)

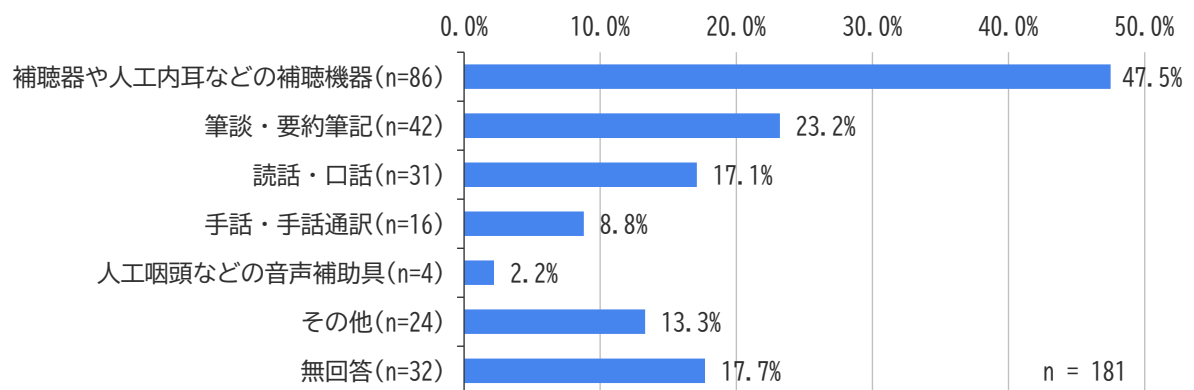
「読めないが不要ない」(63.6%)が最も多く、次いで「必要だと思うが読めない」(21.6%)、「読める」(9.1%)となっています。



【障害者】【聴覚または言語に障害のある方にお聞きします。】

問13 あなたは日常的にどのようなコミュニケーション手段を利用していますか。
(あてはまるものすべて○)

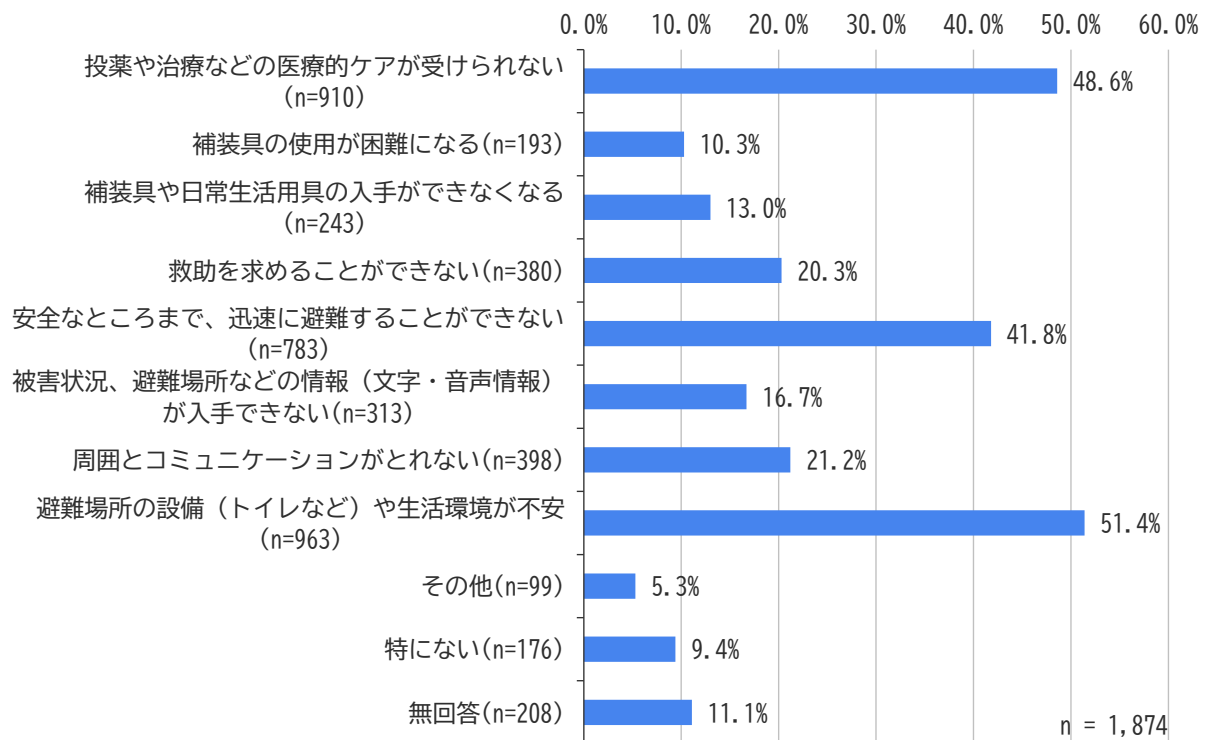
「補聴器や人工内耳などの補聴機器」(47.5%)が最も多く、次いで「筆談・要約筆記」(23.2%)、「読話・口話」(17.1%)となっています。



(6) 安全・安心な環境づくりの推進

【障害者】【問59 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」（51.4%）が最も多く、次いで「投薬や治療などの医療的ケアが受けられない」（48.6%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（41.8%）となっています。

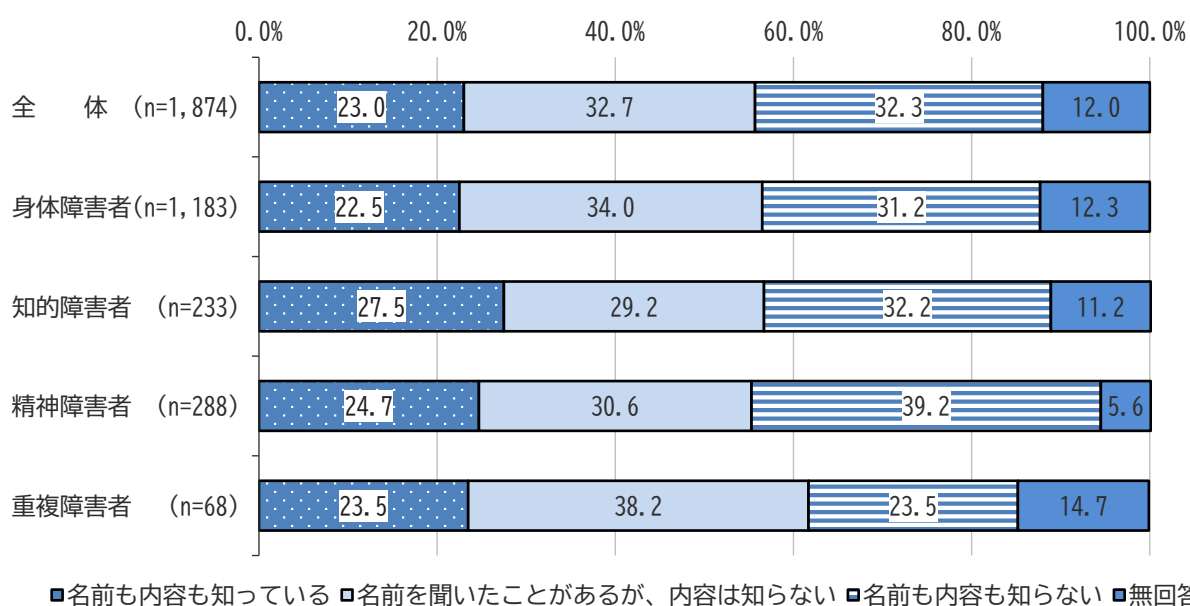


		有効回答数（件）	が投薬や治療などの医療的ケアが受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手が難しくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報（文字・音声情報）が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体		1,874	48.6	10.3	13.0	20.3	41.8	16.7	21.2	51.4	5.3	9.4	11.1
障害者の状況	身体障害者手帳	1,183	49.9	13.5	15.3	15.2	43.6	14.2	12.8	51.1	4.1	9.0	10.1
	療育手帳	233	32.6	1.7	6.4	42.5	47.6	31.3	47.6	52.8	4.7	9.9	11.6
	精神保健福祉手帳	288	63.9	4.2	10.4	20.1	31.3	11.5	33.0	54.9	9.7	10.1	7.6
	重複障害者	68	48.5	11.8	11.8	38.2	57.4	30.9	36.8	58.8	13.2	-	19.1

(7) 権利擁護の推進

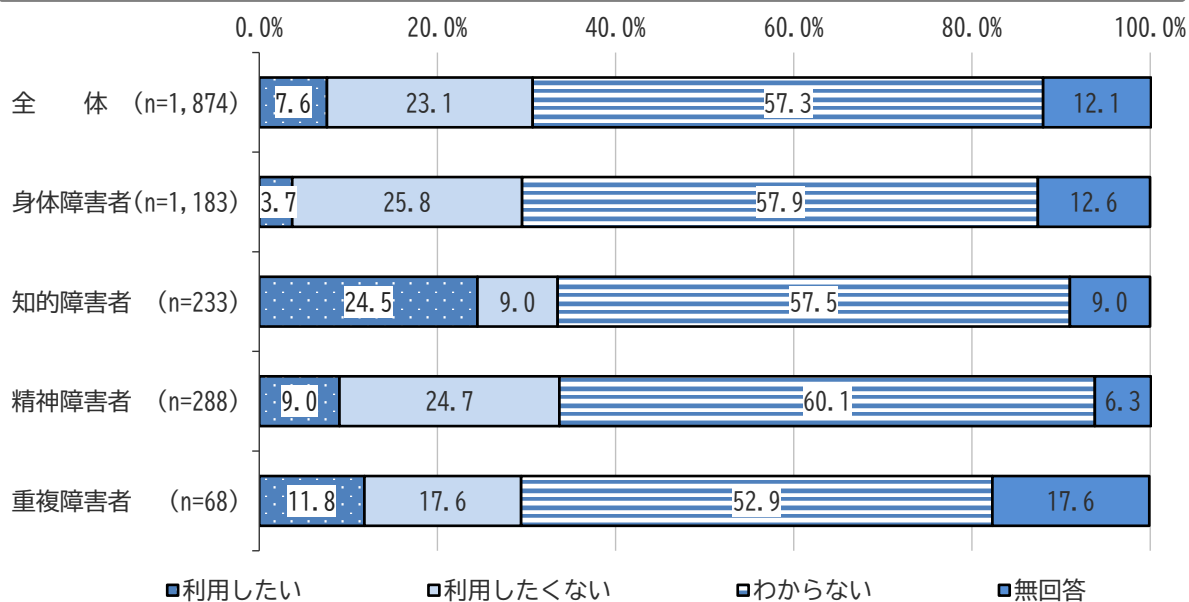
【障害者】 問48 判断することが困難な障害がある方などの権利を擁護するため、財産管理などの法律行為に関する援助や生活面の支援を行う成年後見制度についてご存じですか。(○は1つ)

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(32.7%)が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」(32.3%)、「名前も内容も知っている」(23.0%)となっています。



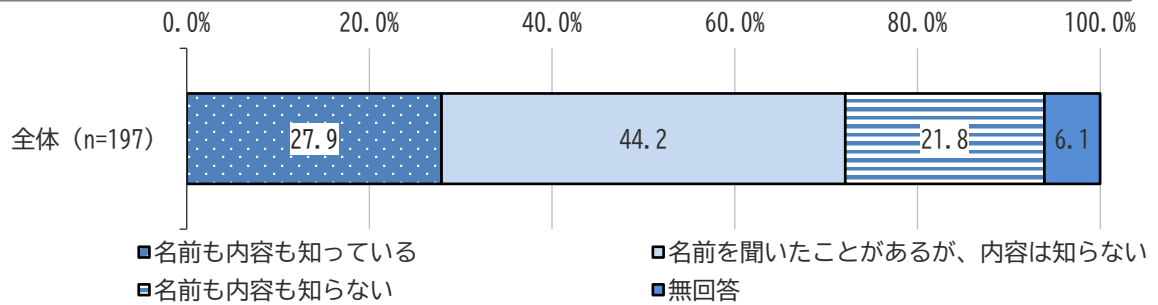
【障害者】 問50 あなたは、成年後見制度を今後利用したいですか。(○は1つ)

「わからない」(57.3%)が最も多く、次いで「利用したくない」(23.1%)、「利用したい」(7.6%)となっています。



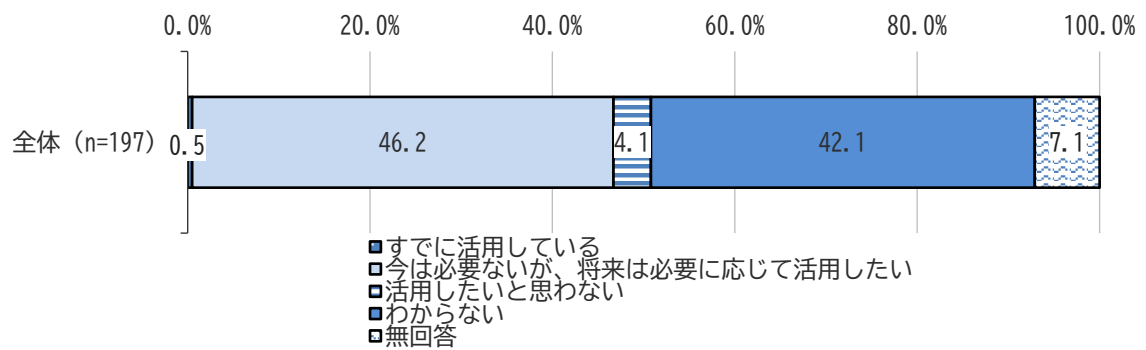
【障害児】 問39 成年後見制度について知っていますか。(○は1つ)

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(44.2%)が最も多く、次いで「名前も内容も知っている」(27.9%)、「内容も名前も知らない」(21.8%)となっています。



【障害児】 問40 成年後見制度を活用したいと思いますか。(○は1つ)

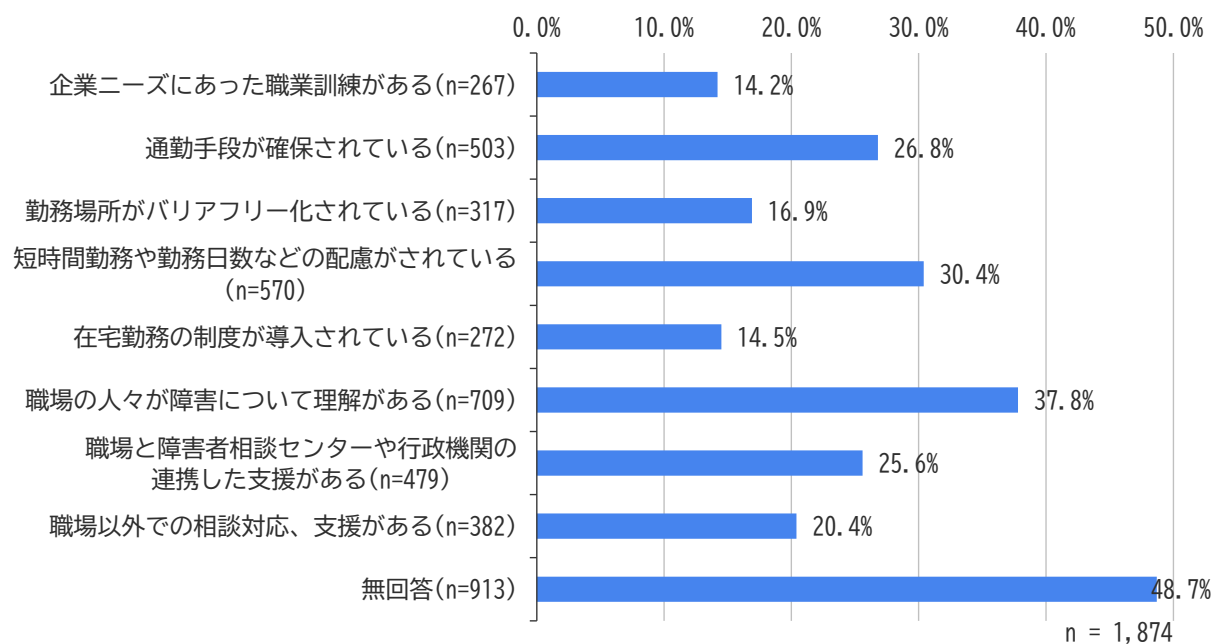
「今は必要ないが、将来は必要に応じて活用したい」(46.2%)が最も多く、次いで「わからない」(42.1%)、「活用したいと思わない」(4.1%)となっています。



(8) 雇用・就業への支援

問33 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

「職場の人々が障害について理解がある」(37.8%)が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮がされている」(30.4%)、「通勤手段が確保されている」(26.8%)となっています。



		有効回答数(件)	企業ニーズにあった職業訓練がある	通勤手段が確保されている	勤務場所がバリアフリー化されている	短時間勤務や勤務日数などの配慮がされている	在宅勤務の制度が導入されている	職場の人々が障害について理解がある	職場と障害者相談センターや行政機関の連携した支援がある	職場以外での相談対応、支援がある	無回答
全体		1,874	14.2	26.8	16.9	30.4	14.5	37.8	25.6	20.4	48.7
障害者の状況	身体障害者手帳	1,183	11.6	22.7	19.4	26.7	14.5	29.6	18.1	13.1	56.9
	療育手帳	233	17.6	40.3	10.7	33.5	6.9	57.9	48.9	34.3	28.8
	精神保健福祉手帳	288	24.3	35.8	13.2	48.6	23.3	59.0	41.0	38.9	23.6
	重複障害者	68	19.1	36.8	20.6	33.8	17.6	45.6	35.3	30.9	45.6

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法では、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を推進しています。

本市では、第3期障害者計画において、桑名市自立支援協議会などで協議し決定した「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」を基本理念とし、1. 障害を理解し思いやりのあるまちづくり 2. 安心して暮らせるまちづくり 3. 社会参加を応援するまちづくりの3つの基本方針のもと、障害者施策を進めてきました。

新たな第4期桑名市障害者計画においても、全員参加型で決定したこの基本理念と基本方針を踏襲し、各分野においての施策を展開していきます。

障害があってもなくても みんなが気持ちよく過ごせる 明るいまちづくり

※平成20年～平成26年

「ともに生き、ともに支え合うやさしいまちづくり」

2 計画の基本方針

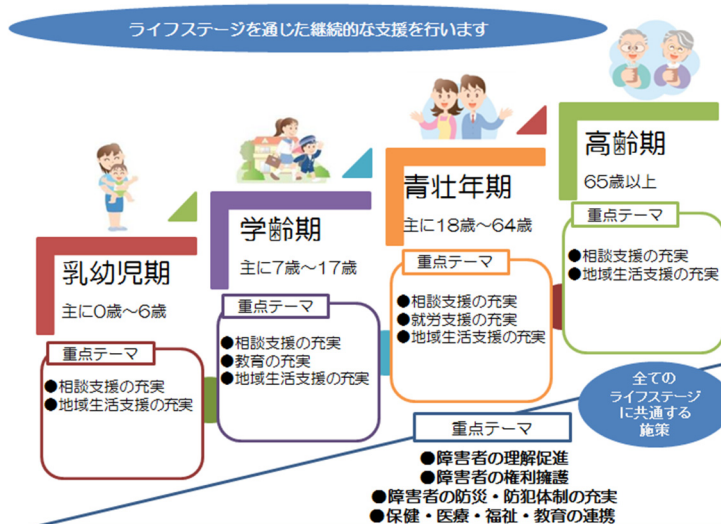
(1) 障害を理解し思いやりのあるまちづくり

障害や障害のある方への理解促進のため、広報くわなや桑名市ホームページにより様々な情報を周知、啓発するとともに、イベントや交流活動等障害のある人とない人の交流の機会を通じ、啓発を行い障害に対する理解を深めます。また、障害者差別解消法の周知を図り、理解を深め、思いやりのあるまちづくりを目指します。

(2) 安心して暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、アンケート調査結果をもとに医療・福祉等のサービス提供体制の維持、拡充を行います。

また、道路など公共施設のバリアフリー化の更なる促進や、災害時に適切な支援が受けられる体制づくりを進め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。



(3) 社会参加を応援するまちづくり

社会との関わりの機会を増やして、自分らしく、充実した生活を送ることができるよう、文化芸術・スポーツ活動や就労支援等の各種施策の充実を図り、社会参加を応援するまちづくりを目指します。

基本理念	基本方針	施策の方向性	具体的な取組
障害があってもなくても みんなが気持ちよく過ごせる 明るいまちづくり	方針Ⅰ 障害を理解し 思いやりのあ るまちづくり	1 広報・啓発活動 の推進	① 広報・啓発活動の充実 ② 障害や障害のある方への理解の促進 ③ ボランティア活動等の推進
	方針Ⅱ 安心して暮ら せるまちづく り	1 生活支援の充実	① 相談支援体制の充実 ② 在宅サービス等の充実 ③ 障害児支援の充実
		2 保健・医療の充実	① 保健サービス・健康づくり施策の充実 ② 医療サービスの充実 ③ 精神保健・医療の充実
		3 障害に配慮した まちづくりの推進	① 生活の場の確保 ② 障害に配慮したまちづくりの推進 ③ 移動手段の確保
		4 情報提供・意思疎通 支援の充実	① 情報提供の充実 ② 意思疎通支援の充実
		5 安全・安心な環境 づくりの推進	① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進
		6 権利擁護の推進	① 差別の解消の推進 ② 権利擁護の推進
	方針Ⅲ 社会参加を応 援するまちづ くり	1 教育・文化芸術活 動・スポーツ等の充 実	① 学校教育の充実 ② 文化芸術活動・スポーツ等の振興
		2 雇用・就業への支援	① 障害者雇用の促進 ② 個々の状態に応じた就労支援
		3 行政サービスに おける配慮	① 行政機関・選挙等における配慮
		4 国際交流の推進	① 国際交流の推進